

FNo.9・7・1 令和3年2月9日

公益財団法人相模原市スポーツ協会 会長 三塚 康雄 殿

相模原市長 本村 賢太郎 (公印省略)

緊急事態宣言の延長に伴う対応について (依頼)

国の緊急事態宣言の期間延長を受け、引き続き、不特定多数の市民が集まる市設置施設の休止期間を延長することいたしましたので、次のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

1 市委託事業について

国が緊急事態宣言の期間を令和3年3月7日(日)までとしていることから、令和3年3月7日(日)までに実施予定の事業について、原則、令和3年3月8日(月)以降に延期又は中止とするようお願いします。

2 各種目協会への周知について

緊急事態宣言に伴う対応について、各種目協会へお知らせいただきますようお願いいたします。

(1) 市スポーツ施設の利用中止について

緊急事態宣言の終了までの間、市スポーツ施設の休止期間を延長しますので、各種目協会へお知らせ願います。

なお、休止する施設及び期間は、今後の状況により変更が生じる場合があります。変更が生じた場合には、改めてお知らせします。

(2) 使用料等の還付について

市スポーツ施設の休止期間中の利用分について、既に納付された施設使用料等が 全額還付となりますので、各種目協会へお知らせ願います。なお、還付に関しては、 施設によって手続きが異なりますので、施設管理者にお問い合わせください。

以上

スポーツ課スポーツ振興班 浮田、川崎、沢辺